

令和7年度第2回埼玉県食の安全推進委員会 議事録

日 時：令和7年11月28日（金）11時～12時

場 所：オンライン開催

出席者：委員長 坂梨 栄二 食品衛生安全局長
副委員長 加藤 知子 保健医療部食品安全課長
委 員 梶野 涼子 十文字学園女子大学 准教授
委 員 斉藤 守弘 女子栄養大学 教授
委 員 石井 里枝 明治薬科大学 教授
委 員 森田 満樹 (一社)FOOD COMMUNICATION COMPASS 代表
委 員 青柳 琢磨 全国農業協同組合連合会埼玉県本部 営農支援部 部長
委 員 新 武司 (株)ヤオコー リスクマネジメント室 食品安全担当部長
委 員 橋本 勝弘 (一社)埼玉県食品衛生協会 食品衛生アドバイザー
委 員 大坪 晏子 合同会社フードプラス 代表
委 員 柿沼 トミ子 埼玉県地域婦人会連合会 会長
委 員 廣田 美子 さいたま市消費者団体連絡会 代表

(敬称略、順不同)

概 要：

1 開会

2 委員長挨拶

3 委員紹介

4 議事

(1) 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（素案）について

【事務局説明（食品安全課）】（資料1）

埼玉県では、食品衛生法施行規則（省令）の改正に伴い、食品衛生法施行条例の改正作業を進め

ている。本日は、条例改正の経緯等について説明する。

配布資料は条例改正案の概要についてお示ししたもののだが、本日は、経済産業省の資料を基に説明する。こちらの資料は本県で作成したものでないため映写のみとする。配布は致しかねるが経済産業省のホームページに掲載されているので参考としていただきたい。

今回の省令改正は、近年の科学技術の発展等を背景として、飲食店営業の施設において、従業者が常駐せず飲料の調理等を自動で行う機器である全自動調理機を導入した営業形態が可能となっていることを踏まえ、公衆衛生に与える影響が著しい営業に関する基準、いわゆる施設基準の見直しが行われたものである。経済産業省が実証実験を行ったこちらのAI カフェロボットが全自動調理機に該当する。見た目は自動販売機と変わらないが、このAI カフェロボットを一般的な飲食店の従業員とキッチンを兼ねたものとして取り扱う。自動販売機のように濃縮したシロップを希釈する、乾燥して粉末にした乳を加えるのではなく、内部で一般的な飲食店のような時間をかけて抽出した本格的なドリップコーヒーや新鮮な牛乳を使用したカフェラテ等を作り、無人で提供することができる。これにより、無人で本格的なコーヒーや牛乳を使用したカフェラテ等の飲料を提供ことができ、購入場所や待ち時間、飲食業界の人手不足といった課題の解決を目指したものとなっている。

AI カフェロボットでの営業を実施するに当たり、大きく2つの課題があった。

1点目は、従業者が常駐せずに無人で営業しても、これまで従事者が行っていた、施設内の状況の把握等の食品衛生法における一般的な衛生管理を確保できるのかということ。

2点目は、AI カフェロボットは一見、自動販売機のように見えるが、乳等命令の規定で、「自動販売機の中に乳等を保存する場合には、密栓又は密閉してある容器包装のまま保存すること」とされており、提供が制限されているということ。

そこで、食品の営業規則の平準化に関する検討会で、自動販売機ではなく、従業者が常駐せず全自動調理機を用いた飲料の提供を可能とした飲食店営業として、施設基準の適用について検討が重ねられ、今回の省令改正に至ったものである。

新しい業態であり、今後、本県でも営業したい事業者が出てくる可能性も考えられることから、省令の基準を参酌するために条例を改正するものである。

今回の施設基準の改正点としては、無人で営業することを踏まえ、人が常駐することを前提として定められていた規定を削除する予定である。具体的には、従業員用のトイレ、手洗設備、洗浄設備、更衣場所、掃除用具は不要とする。

逆に、今まで人が店舗で行っていた衛生管理をAI カフェロボットが適切に行う必要があるため、カメラ等による遠隔監視設備、異常発生時の自動停止機能や外部からの遠隔停止機能、外部からの汚染を防止する構造、調理後の食品を適切に保管できる設備、調理後一定期間を経過した食品を自動的に廃棄する設備、を備えることが必要となる。

本改正については、埼玉県議会令和8年2月定例会へ提出し、議決を得られれば令和8年4月1日から施行する予定である。説明は以上である。

(委員長)

説明があった内容について、意見や質問があれば挙手をお願いします。

(委員)

従業員のトイレや手洗いをなくしてしまうということだが、規模の小さい施設では従業員と客の

ものが兼用のところもあるが、そのようなところはどうか。

(事務局)

客のトイレや手洗いの設置については、既に食品衛生法の施設基準から削除されているため、設置しなくともよくなっている。

しかし、トイレや手洗いを利用する客はいると思われるので、例えばこの全自動調理機が設置される場所、よくあるところと言うと駅や大きなショッピングモールなどの人が集まる場所を設置場所として想定しているが、その施設のトイレや手洗いを使ってもらうことを考えている。

(委員)

なるほど。よくトイレとまでいかなくとも、「席につく前に手を洗ってください」と蕎麦屋などでも手を洗うだけの場所があるが、それも排除してしまうということか。

(事務局)

施設基準上はそちらも不要という扱いになる。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

ほかに意見や質問があれば挙手をお願いします。

複数の委員が挙手されているが、こちらから先をお願いします。次の委員は少々お待ちいただきたい。

(委員)

今回の改正はあくまで飲食店の話だと思うが、カップ式自動販売機との整合性はどのくらい取られているのか。全く別にするのか、ある程度共通とするのかというところくらい教えていただきたい。あと、既存の食品販売店に導入するときには、これだけ別の許可が必要となるのかも今の段階で分かる範囲で教えていただきたい。

(事務局)

許可上はカップ式の自動販売機とは別になる。今回の全自動調理機はあくまで飲食店営業の範疇となる。そうではあるが、自動販売機との整合性としては自動販売機と同様の材質であるとか、そのようなあたりは求められている。

設置に必要な許可についてだが、例えば既に飲食店営業を持っているところであれば、基本的に従業員は近くにいるという形にはなるかと思うが、例えば全自動調理機の機械を24時間動かす、それで飲食店営業には閉店時間があるというのであれば、そのあたりの対応は検討していくが、実際に実例があって具体的な相談があってからということになる。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

ほかに意見や質問があれば挙手をお願いします。

(委員)

今回の検討をしているときにコーヒーマシンだけを検討していたと思う。参考に聞きたいがこのコーヒーマシン以外で例えば埼玉県内に何かあるのか。

それが1点と、当然これは当たり前のことだと思うが、HACCPに沿った衛生管理は必ずこの営業者にかけるのか。その辺りを伺いたい。

(事務局)

まず、今回お示したコーヒーマシン以外の検討について、私たちの方にも情報がおりにきていないが、今のところ該当する機種としては先ほど経済産業省の資料としてお示した1機種のみとなっている。同様の許可を求めるような相談が保健所などにあった場合は、その個別具体的な事例について厚生労働省に相談をした上でこの全自動調理機に該当するかどうかというところを判断して許可を下ろすという流れになると考えている。

2点目はHACCPについてだが、もちろんこちらの全自動調理機も対象となっているので、しっかり計画や記録は求めていく。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

他にありますでしょうか。

それではないようですのでどうもありがとうございました。

それでは続きまして、令和6年度埼玉県食品表示調査員活動結果概要について、事務局から報告をお願いします。

【事務局説明（農産物安全課）】（資料2）

(2) 令和6年度埼玉県食品表示調査員活動結果概要について

当課が実施している埼玉県食品表示調査員について、昨年度の状況を報告させていただく。

当課が所管しているのは、食品表示の中でも品質事項と呼ばれている原材料名や原産国などの表示についてである。毎年県民に埼玉県食品表示調査員を委嘱して、自分の地域で買い物等をするときにその店舗の表示関係を見ていただき、おかしいと思ったものがあれば県に報告していただいている。

食品表示調査員の委嘱人数は100名で、年代別は資料のとおり10代から90代までとなっていた。今年度は10代から70代までの方に委嘱している。

次に調査・報告店舗数についてですが、報告件数は2035件あり、そのうち適正な表示がされていたのが1988件、割合にして97.7%、不適正と思われる表示を確認したのが47件、2.3%であった。

そのうち、不適正と思われる表示があった店舗の形態は、一番多いのは調査員が買い物に行く機会が多いと思われる、スーパーが一番多く33件となった。そのほか専門店で6件、直売所で5件、その他として3件ということになった。その他は、最近、食品も売っている、いわゆるドラッグストアである。

次に、その不適正と思われる表示があった店舗への対応ですが、47件のうち県の職員が調査したものが20件あり、調査の結果、適正だったものが14件、改善指導を行ったものが6件であった。

そのほか27件は国機関等や市町村に対する情報提供となっている。これは資料の青い囲みに記載があるが、埼玉県内にとどまらず他県にも展開している店舗は国の機関、埼玉県内の一つの市町村にのみ展開している店舗は市町村の対応となるためであり、それぞれ20件と7件あった。

次の資料は調査・報告店舗数を生鮮食品と加工食品に分けたうちの生鮮食品のものについてですが、報告件数は1519件あり、そのうち適正な表示がされていたのが1486件、割合にして97.8%、不適正と思われる表示を確認したのが33件、2.2%であった。

また、33件の不適正と思われる表示があった店舗の形態はスーパーが20件、専門店が6件、直売所が5件、その他が2件であった。

次に、実際にどのようなものが不適正と思われたかについてですが、生鮮食品の原産地表示がないものが一番多く27件であった。ほかには生鮮食品の名称がないものが2件、原産地表示も名称もないものが3件であった。また、その他として表示内容に不備があったものが1件であった。

次に、その不適正と思われる表示があった店舗への対応についてですが、33件のうち県の職員が調査したものが15件あり、調査の結果、適正と思われるものが9件、改善指導を行ったものが6件であった。また、市町村に対する情報提供が6件、国の機関に対する情報提供が12件であった。

次に加工食品についてですが、報告件数は516件あり、そのうち適正な表示がされていたものが502件、割合にして97.3%、不適正と思われる表示を確認したのが14件、2.7%であった。

また、14件の不適正と思われる表示があった店舗の形態はスーパーが13件、その他が1件であった。

次にどのようなものが不適正と思われたかについてですが、加工食品の原料原産地表示がないものが一番多く13件であった。ほかには原材料表示の欠落が1件であった。

最後に、その不適正と思われる表示があった店舗への対応についてですが、14件のうち県の職員が調査したものが5件あり、調査の結果、全て適正であった。また、市町村に対する情報提供が1件、国の機関に対する情報提供が8件であった。

(委員長)

説明があった内容について、意見や質問があれば挙手をお願いします。

(委員)

今の説明は原料原産地の表示のことで、農産物安全課だからそうかなと思うが、令和7年4月から無添加表示の基準が変わったかと思うが、そういったものについての報告とかはなかったのか。

(事務局)

食品表示を担当しているのが農産物安全課とここにいる食品安全課、それと健康長寿課と分かれており、添加物については農産物安全課の所管ではなく、食品表示調査員に対し、添加物に関する事項の報告は求めている。申し訳ないが無添加表示の状況については把握していない。

※県における食品表示の関係課所は個別の法令に関する事務を所管する次の各課
消費生活課、健康長寿課、食品安全課、薬務課、産業支援課、農産物安全課

(委員)

では、この調査は原料原産地だとかそういったものの調査ということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

健康増進法による表示やアレルギー表示も変わったが、そういった表示についての報告はなにも求めている、農産物安全課だから仕方ないと思うが県としてはなにもしてはいいないのか。

(事務局)

農産物安全課では食品表示調査員に添加物やアレルゲンというものについての報告は求めている。添加物やアレルゲンの調査について農産物安全課では把握していない。

(委員)

県としてほかの課所でもそういったことはしていないのか。

(副委員長)

食品安全課では調査員に委嘱する手法ではないが、食品衛生監視員に任命された各保健所の職員が、監視の際に表示の確認をしており、アレルギー表示等も確認して、不備があれば指導をしている。

(委員)

収去検査をしているとして、件数などの統計は行っていないのか。

(副委員長)

件数は統計を取り、毎年度報告はしている。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

ほかに意見や質問があれば挙手をお願いします。

(委員)

まずこちらの制度について改めて確認するが、調査員はあくまでも買い物の一環で調査をするということで、調査をするために来店するわけではない理解でよいか。

次に、小売店にはいろいろな調査が来ているが、なかには悪い結果でもその後どこからも連絡がないまま消えていくものもある。この活動か別の調査なのかは分からないが、結局「調査をしただけで終わっていないか」ということがすごく気になっており、県は改善指導をしていることだが、市町村や国に情報提供したのものについて、その後改善がされたのか確認等しているのか気になるかどうか。

(事務局)

調査員は調査を目的とした店舗訪問を行ってはいない。あくまでも地元の買い物の中で表示等を確認して、不適正と思われるものがあれば県に報告している。

調査員は品質事項における食品表示の研修を受けているが専門家ではないため、報告が上がってくれば県の職員が調査に行き、判断をしている。大部分は調査の結果、問題はなく改善指導をしているものは少ないが、改善指導をする際は、店の従業員に説明している。市町村や国に対して情報提供した案件は、指導権限が市町村や国にあるため、対応結果は把握していない。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

埼玉県食品表示調査員の調査では、不適正と思われる表示の報告があった場合、県が所管する店舗であれば県が調査を行う。調査の結果、不適正ではないことが確認できる場合が多いが、不適正であることが確認されれば改善指導を行っている。他機関が所管する場合は、そちらに報告内容を情報提供している。このような運用になっているということでしょうか。

(事務局)

そのように行っている。

(委員長)

改善指導を行っている。

(事務局)

店に聞き取りを行うが、表示に対する勘違いが多い。勘違いでしたということで、以後適正に表示することが多い。

(委員長)

ありがとうございます。もう一度質問等ありますか。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

ほかに意見や質問があれば挙手をお願いします。

(委員)

2点確認したい。

今回指導に入り、ヒューマンエラーのようにたまたまその1件が不適正な表示であったのか。それとも、そのお店では幾つもの、例えば生鮮食品であれば原産地がなく、あの商品もこの商品を原産地がないみたいな、そういう状況だったのか。件数の1件は1点という意味なのか、例えば同じお店に3つあったら3件と数えるのか、それとも同じお店であれば不適切と疑われる表示が何点かあったとしても1件と数えるのか、カウントの仕方を教えてもらいたいのが1点。

2点目は、この調査の結果、自主回収を行ったケースはあったかどうかということをお教えしてもらいたい。

(委員長)

ありがとうございます。じゃあ2点お願いします。

(事務局)

1点目、件数の数え方についてですが、この件数は調査員から報告を受けた件数であり、1つの食品について1件となっている。誤ったシールが貼られた、たくさんの商品が売られているかと思うが、それは1件と数え、同じ店舗の中で別のもので、やはり不適正だと思われるものがあればもう1件という形になっている。それと、自主回収したものがあるかどうかですが、過去にさかのぼる部分は分からないが、ここ2、3年の間は自主回収をしたという事例はない。

(委員)

ありがとうございます。よくモニター調査の方に見ていただいて、勘違いなどがあっても、消費者の方が調査に参加して、そしてきちんと確認するという制度が回っているってことはやっぱり素晴らしいと思う。今後も関係者の皆様に引き続きお願いできればと思う。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員長)

ありがとうございます。

ほかに意見や質問があれば挙手をお願いします。

委員どうぞ。

(委員)

100名の調査員が10代から90代までとのことだが、男女別と、同じ市町村で買い物するとは限らないが、63市町村の市町村別が分かれば教えてほしい。

もう1つは、47件が不適切と思われる表示とのことだが、その分析結果から見て地域的な偏りがあるか、或いは、お店によって傾向があるかとか、俯瞰的な視点から見た何か課題が見えてきたかどうか、以上2点についてお願いします。

(事務局)

まず調査員の男女比率や地域の関係についてですが、男女比率については資料が手元にないのですぐに回答できない。

(委員)

後で教えてほしい。

(事務局)

確認して報告する。

<委員会終了後に確認した結果、令和6年度食品表示調査員の男女比率については、女性65名(65%)、男性35名(35%)であった。>

(委員)

よろしく願います。

(事務局)

地域的なものについてですが、地域別に8つの農林振興センターがあり、その管内の人口に応じて割り振りをしている。そのため、どうしても県南部の農林振興センター管内の方が多くなるかなとは思いますが、人口割で割り振っている。応募された人の中から選ぶので、応募者がいない市町村が出てくるとは思われる。その中で、振興センターの管内の中でバランスを考えながら選定をしている状況である。

(委員)

承知した、課題についてはいかがか。

(事務局)

課題については、先ほど述べたように自分が行く店舗で調査を行うため、どうしてもある程度の偏りが出てしまうというのは否めない部分ではある。

スーパーに行く調査員が多いので、スーパーに対する件数が多いことは、先ほどの資料でも確認いただいたかと思う。しかしながら、専門店で買い物に行ってくださいとこちらから指導できないので、そういう意味で店舗形態によって傾向があるとは考えていない。

(委員)

承知した。スーパーもいろいろなお店に行ってみると、非常に清潔感があってきちっと運営しているなというところと、結構ゆったり系なのかなというところ、お店の雰囲気がいろいろある。そのような点と、お店に並んでいるものに原産地や名称が表示されているかどうかに関連するのかなというところまでは見えないということか。

(事務局)

大変申し訳ない、そこまでの傾向は把握できない。

(委員)

承知した、ありがとうございます。

(委員長)

ありがとうございます。

それでは続いて、その他について報告をさせていただく。

イネカメムシの防除について、事務局から報告をお願いします。

【事務局説明（農産物安全課）】

(事務局)

今年度実施しているイネカメムシの防除について報告をさせていただきます。

皆様ご存じの方も多いとは思いますが、令和6年度、昨年度ですね、イネカメムシという害虫が県東部の水田地帯を中心に大量発生した。このイネカメムシは成長途上の稲の実を吸うので、実が膨らまなかったり、褐色の斑点が入ってしまうなどの被害を発生させている。資料の右下に褐色の斑点の写真を載せてあるので、こちらで確認いただきたい。

被害軽減に向けて重要なのは、効果的な防除をすることである。米の品種により異なるが、7月中旬から9月上旬で1回目の防除ということで実が出始めた頃から、それから2回目ということで実が膨らんできた頃、この2回を防除することが大切である。

次の資料は、イネカメムシがどのように移動しているのかを示したものである。

イネカメムシは雑草地などで越冬して、稲の実が出始めた頃田んぼに飛来して、栄養を蓄えて、世代交代をし、また越冬するというサイクルを繰り返すとされている。越冬したイネカメムシは稲の実が出始めるまでの間、越冬場所でそのまま過ごすか、越冬場所から離れて田んぼ周辺の稲科雑草を食べて過ごしている。本県には、コシヒカリ、彩のきずな、彩のかがやきといった米の品種が豊富にある。そのため、イネカメムシは次から次へと田んぼを移動することで、長期間栄養補給ができることから、その数が増加する要因の1つでもあると考えられている。

次の資料は、イネカメムシによる被害の軽減のための本県の取り組みについてである。

イネカメムシの発生に備え、今年度は新たにイネカメムシ広域防除緊急対策事業として、効果の高い広域防除を推進し、被害の軽減を図ることとした。この事業のポイントは広域での防除である。一部の田んぼだけで薬剤を散布しても、他の田んぼからイネカメムシが移動してきてしまう可能性があるため、薬剤散布は広範囲で行う必要がある。具体的には、無人ヘリコプターやドローンで、100ヘクタール以上の広域防除に取り組む農協や農業法人などの団体などを対象に、薬物散布費用として、上限50万円を補助する仕組みを用意した。知事会見を始め、チラシやポスターなどで広域防除の呼びかけを行った結果、28の団体から申し込みを受け、計画ベースになるが、約7401ヘクタールの防除を行っている。

このほかにも広域防除に参加できない農家に対して、農林公社がドローンでの薬剤散布を約75ヘクタール実施している。

7月のイネカメムシの発生数は多発した昨年よりも多くはなかったが、8月以降は広域一斉防除が各地で始まって、昨年よりも発生数は少なくなった。これは、各地域で県の広域防除緊急対策事業への参加ですとか、個人で防除をやったということによりまして、適期の2回防除に取り組まれたことが効果を奏し、発生の抑制や被害の軽減に繋がったためと考えている。

以上で今年度のイネカメムシの防除についての報告を終了させていただきます。

(委員長)

説明があった内容について、意見や質問があれば挙手をお願いします。

委員どうぞ。

(委員)

うちの方も農村地帯であり、イネカメムシは非常に皆が気にしている害虫の1つである。今、人手不足とか高齢化の問題もあり、なかなか手が回らないところもあるが、気候温暖化の中で越冬する害虫も増えているということもある。先ほど説明の中に、冬場に草にくっついて越冬するってというのがあったが、薬剤散布ももちろんありがたいが、土地改良の管轄の水路とか悪水とか、そこから辺の草刈とかですね、それから耕作放棄地になっているところの秋草ですね、そういったも

のが冬場になくなるような、そういった中間管理機構でも、8つの農林振興センターでも力を貸していただいて、害虫が越冬する場所を減らすような対策を薬剤散布とあわせてお願いをしたい。

火事の原因、それから通学通勤の非常に妨げにもなっている、そういうものだが土地改良等の指導も含めながら、ぜひお願いをしたいと思っている、よろしく願います。

(委員長)

内容的には要望というか、提案というような形になるが。

(委員)

今すぐどうこうとの返事はなくて結構だが、実際、本当にお米に褐色の点が入っているものが多くなっていて、一等米が大分減っている。農家も単価は上がっているが、非常に大変な思いしているのでよろしく願います。

(委員長)

このカメムシの防除の問題は、結構1つの課だけではなく、いろいろなところに関与してきますので。

(委員)

そうですね、広域的に課を越えて取り組んでいただかないと難しいと思うので、よろしく願います。

(委員長)

意見として伺います。ありがとうございます。

ほかに意見や質問があれば挙手をお願いします。

委員どうぞ。

(委員)

先ほど食品の表示のことで説明していただいたが、一般の方から話を聞くと、食品表示という原料原産地の表示だけではなく、食品添加物だとか、食品のアレルギー表示だとか、そういったものもやはり気になるようだ。そこで県から説明があると、そういったものを網羅的に全部説明してもらえるのではないかということを期待している。ぜひ今度、いろいろなところとタッグを組み合わせながら、食品表示について網羅的に説明をしてもらえるような機会があれば、ぜひ実施していただきたいと思っている。ぜひお願いしたいということで、質問させてもらった。今回答をもらわなくても結構なので、ぜひ検討をお願いしたい。

(委員長)

ありがとうございます。

当然食品の方の担当は専門的な方もいるので、機会がありましたら、こちらの方でまた提案させてもらおう。ありがとうございます。

また、委員から調査員の男女比の構成について質問があったので、調べてわかる範囲で議事録の確認などのときに情報として提供するのをよろしく願います。

これをもって、議長の任を降ろさせていただく。